

平成 16 年 1 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社ディースリー・パブリッシャー  
代表者名 代表取締役社長 伊藤 裕二  
(登録銘柄 コード番号 4311)  
問合せ先 取締役管理部部長 小澤 政太郎  
(TEL. 03-5786-1371)

## 平成 15 年 10 月期決算短信のコーポレート・ガバナンス に関する記載内容の追加について

平成 15 年 10 月期決算短信の添付資料における「2. 経営方針 (5) 会社の経営管理組織の整備等に関する施策」に関し、下記のとおり一部内容を追加いたします。

### 記

#### 【変更前】

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るべく、社外取締役を選任しております。また平成 15 年 11 月より執行役員制度を導入し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るよう努めております。なお今後も引き続きコーポレート・ガバナンスの充実に努めていく所存であります。

#### 【変更後】(変更箇所を\_\_\_\_\_線で表示しております。)

##### (コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の最も重要な課題の中の 1 つとして位置付けており、当社を取り巻くステークホルダーと共に成長していくためにはコーポレート・ガバナンスの強化・充実が必要不可欠と考えております。

##### (コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るべく、社外取締役を選任しております。また平成 15 年 11 月より執行役員制度を導入し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るよう努めております。

なお、社外取締役及び社外監査役は、当社株式を合計で 48 株 (当期末現在) 保有しております。また取引関係その他の利害関係については、該当事項はありません。

以 上

#### 【注意】

本資料に記載されている情報が証券取引法第 166 条第 2 項に定められた「重要事実」に該当する場合であって、公開後 12 時間が経過する時点までに本資料を読まれた方、およびその方の会社の他の役員・従業員で職務に関して本資料の内容を知らされた方は、証券取引法第 166 条第 3 項および同法施行令第 30 条の規定により、インサイダー規制に関する「第一次情報受領者」とされる可能性があります。「第一次情報受領者」は、上記公開時点までの間に当社の株券等の売買を行なうことは禁止されておりますのでご注意ください。